

ドイツ視察研修のご報告

～フランクフルト・ミュンヘン施設見学～

2017年5月13日～20日、医療法人社団英世会介護老人保健施設カトレア看護長、ロベリア看護長、サルビア事務長の3人でドイツへ視察研修に行っていました。昨年3月も同じメンバーで北欧へ行かせていただきましたが、今回は介護保険制度の先輩であるドイツということで、制度的な違いも関心事でした。フランクフルトでは2ヶ所、ミュンヘンでは3ヶ所の介護施設を訪問いたしました。



シンデレラ城のモデルといわれる
ノイシュヴァンシュタイン城



日本は2000年に介護保険制度が始まりましたが、ドイツは1995年、世界に先駆けて公的介護保険制度を創設した国です。日本は、ドイツの介護保険制度に習って同制度を創設したかと思いきや、日本とドイツではかなりの違いがありました。

在宅には現金給付が！

在宅のサービスは、現物給付(実際にヘルパーさんなどにきてもらうサービス)か、現金給付(家族介護者にお金を支給するサービス)を選べ

ます。介護をする家族には、年金や労災などの保障もあつたり、ショートステイや、デイケア・ナイトケアは、「部分的施設介護」として別の枠組みのサービスとなっています。



壁がとてもアート



広い庭でご利用者が自由にくつろいでおられました

老健施設は日本的?!

ドイツには入所施設の種別がなく、私どものこの老健のような施設はありません。医師やリハビリ専門職がいて、薬代や一定の医療行為は基本の介護報酬に含めるという考え方は、ドイツの介護保険制度にはないのです。医療に関しては全て医療保険の適用となります。

超高い、施設利用料!!

施設の料金表をみて驚きました。日本では、その方の収入・資産に応じて、段階的に介護保険から助成されます。1割または2割負担、そして食費や居住費の段階的な減額制度があります。ドイツでは訪問した5施設とも、普通の介護施設ですが、入所の自己負担額は、30万円前後もしていました。(2床室/個室しかありません)

料金表の項目に、日本にはない職員教育費や投資コスト(修繕費)などの項目もありました。もし利用料が払えない場合は介護扶助を受けるわけですが、その申請のためには、

厳しく資産調査をされます。過去10年間にさかのぼって子どもに贈与したもので調べられるとのこと。施設入所は、最後の最後の選択肢だそうです。



玄関は出入り自由ですって！

玄関フリー!!

また驚いたことがありました。どこの施設でも玄関前でご利用者がベンチに座ってくつろぐ光景がありました。職員はついていません。

施設の玄関や階段・エレベーターを閉鎖してはいけないそうです。施設によっては認知症患者の閉鎖病棟がありますが、家庭裁判所への届出が必要だそうです。「外でもし事故に遭われたら？」とたずねると、「事故？自己責任です」と、シャレにもならない答えが返ってきました。「閉鎖することは自由を奪うこと」。

分かりますが、なかなかそういうわけにもいかない日本の現状があります。でも私たちはご利用者を建物に閉じ込めているのだなあ、安全と称してと、少し胸が痛みました。

法定の有給休暇は年24日!!

ドイツは日本より年間のお休みがはるかに多く、それでも一人あたりのGDPは日本より高い水準です。つまり労働効率がいい、労働生産性が日本よりはるかに高いと言われています。

日本人の「おもてなし精神」、それはそれとして、仕事の効率化を図ることは大事であると思います。職員がなるべく有給休暇を消化でき、ストレスを貯めずに良い精神状態で業務にあたることは、ケアの質の向上や、発想の転換になると思います。



「私の有休は年29日。2週間は連続してとりますですって！」

法改正で、書類の簡素化・業務軽減!!

ドイツでは今年、介護保険制度の改正がありました。施設でお話をうかがった時に、改正により書類の簡素化があり、業務が軽減されたとおっしゃっていました。書類に追われ、ご利用者と係わる時間が少なくなり、現場から不満の声が多く上がったので、とのこと。

本当にそのとおり。サルビア開設当初からいた私といたしましては、振り返れば、以前の方が、もっとご利用者と一緒にのんびり過ごす時間があっただけのように思います。介護保険が改正するたびに、チェックすべき書類、提出すべき書類がだんだん増えていき、明らかにそんなゆとりの時間が削られていきます。是非行政の方たちも海外視察に行ってください、(行っておられるとは思いますが) そうしたあたりの改善策を日本に持ち帰っていただきたいと切に思います。



介護老人保健施設サルビア
事務長 上田雅美